

理事会会議資料

(平成27年度 第4回)

平成28年3月28日(月)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

平成27年度 第4回 神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：平成28年3月28日(月)

午前10時00分より

場 所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議事録署名人選任

5. 議 事

議案第1号 任期満了に伴う評議員の選任について

議案第2号 任期満了に伴う第三者委員の選任について

議案第3号 平成27年度社会福祉事業区分補正予算(案)について

議案第4号 成年後見制度に係る福祉後見サポートセンターの新規設置について

議案第5号 定款の一部変更について

議案第6号 常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について

議案第7号 給与等に関する規程の一部改正について

議案第8号 事務局職員就業規則の一部改正について

議案第9号 常勤職員就業規則の一部改正について

議案第10号 非常勤職員就業規則の一部改正について

議案第11号 平成28年度 神栖市社会福祉協議会事業計画(案)について

議案第12号 平成28年度 社会福祉事業区分 資金収支予算(案)について

議案第13号 平成28年度 公益事業区分 資金収支予算(案)について

議案第1号

任期満了に伴う評議員の選任について

<提案理由>

現評議員の任期満了（平成26年4月1日から平成28年3月31日）に伴う選任について、評議員選任規程第2条の規定に基づき別添(案)のとおり選任をするものであり、ご審議の上同意願います。

平成28年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成28年3月28日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成27年度 第4回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 評議員の構成

(評議員選任規程第2条関係別表より)

区 分	人 数
1. 地域福祉事業に関心を持つ者 (福祉活動の地域別代表者)	16名
2. 学識経験者等	
3. 社会福祉に関係のある団体の代表者 <ul style="list-style-type: none"> ・医薬関係団体 (医師会・歯科医師会・薬剤師会等) ・高齢者関係福祉施設 ・児童関係施設 ・商工関係団体 ・企業関係団体 ・教育関係 ・子ども会育成連合会 ・NPO法人 ・市民活動グループ ・ボランティア連絡協議会 ・シニアクラブ連合会 ・身体障害者福祉協議会等 	22名
4. 行政関係者	2名
合計	40名

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 評議員の選任について (案)

(任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日)

No.	委嘱予定者氏名	選任規程による区分	選出母体等	備考(過去の委嘱歴)
1	高橋 榮子	地域福祉に関心を持つ者	神栖市民児協(神栖一中地区民生委員)	
2	柳堀 千穂子	〃	〃 (〃)	新
3	保立 素子	〃	神栖市民児協(神栖二中地区民生委員)	
4	飯塚 隆一	〃	〃 (〃)	
5	小川 万代	〃	神栖市民児協(神栖三中地区民生委員)	
6	柴田 紘子	〃	〃 (〃)	新(理)H14.04～16.03
7	大槻 とく子	〃	神栖市民児協(神栖四中地区民生委員)	
8	高柳 のり子	〃	〃 (〃)	
9	石橋 初江	〃	神栖市民児協(波崎一中地区民生委員)	
10	下田 信子	〃	〃 (〃)	
11	安藤 順子	〃	神栖市民児協(波崎二中地区民生委員)	
12	小出 治夫	〃	〃 (〃)	
13	井口 和子	〃	神栖市民児協(波崎三中地区民生委員)	
14	田中 宥吉	〃	〃 (〃)	新
15	菱木 三恵子	〃	神栖市民児協(波崎四中地区民生委員)	
16	加藤 時一	〃	〃 (〃)	新
17	野口 英一	医薬関係団体	鹿島医師会(神栖市内医療機関)	再(評)H14.07～15.03
18	山本 英雅	〃	神栖市歯科医師会	
19	松原 淑子	〃	潮来薬剤師会(波崎班)	再(評)H12.04～14.03
20	小林 正明	高齢者関係福祉施設	特別養護老人ホームしおさい苑	
21	田中 健	〃	特別養護老人ホーム白寿荘	
22	細田 峰彰	児童関係施設	鹿嶋・神栖保育協議会(神栖市内保育所)	
23	太田 操	〃	〃 (〃)	
24	大槻 真人	商工関係団体	神栖市商工会	新
25	大竹 正一	〃	鹿島臨海ロータリークラブ	新(理)H18.04～20.05
26	村上 拡	〃	かしま青年会議所	新
27	伊藤 武秀	〃	神栖ライオンズクラブ	新(理)H08.04～09.03
28	細谷 智	企業関係団体	鹿島地区労働組合懇談会	
29	明田川 雄一	〃	鹿島西部地区企業連絡会	新
30	日向寺 学	〃	化学総連茨城地方連絡会議	新
31	五十嵐 武雄	子ども会育成連合会	神栖市子ども会育成連合会	再(評)H10.04～12.03
32	坂本 鉄夫	シニアクラブ連合会	神栖市シニアクラブ連合会	
33	山間 松代	身体障害者福祉協議会	神栖市身体障害者福祉協議会	新
34	鶴谷 慶一	NPO法人	NPO法人 あすなる会	新
35	梶山 正子	ボランティア連絡協議会	神栖市ボランティア連絡協議会	
36	梅田 しづ子	市民活動グループ	神栖市消費者の会	
37	野口 豊子	〃	神栖市母の会	
38	中川 正弘	〃	いばらきコープ鹿島センター	新
39	嶋山 修	行政関係者	神栖市地域包括支援課	
40	大川 三男	〃	神栖市障がい福祉課	新

<参考資料>

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 評議員名簿 (H26. 4. 1~H28. 3. 31)

No.	氏名	選任規程による区分	選出母体等	就任年月日
1	高橋 榮子	地域福祉に関心を持つ者	神栖市民児協(神栖一中地区民生委員)	H22.12.23
2	粕谷 美津子	〃	〃 (〃)	H22.04.01
3	保立 素子	〃	神栖市民児協(神栖二中地区民生委員)	H22.12.23
4	飯塚 隆一	〃	〃 (〃)	H20.04.01
5	小川 万代	〃	神栖市民児協(神栖三中地区民生委員)	H08.04.01
6	書川 友紀子	〃	〃 (〃)	H22.12.23
7	大槻 とく子	〃	神栖市民児協(神栖四中地区民生委員)	H16.04.01
8	高柳 のり子	〃	〃 (〃)	H22.12.23
9	石橋 初江	〃	神栖市民児協(波崎一中地区民生委員)	H26.04.01
10	下田 信子	〃	〃 (〃)	H26.04.01
11	安藤 順子	〃	神栖市民児協(波崎二中地区民生委員)	H24.08.29
12	小出 治夫	〃	〃 (〃)	H26.04.01
13	井口 和子	〃	神栖市民児協(波崎三中地区民生委員)	H19.06.18
14	石沢 義次	〃	〃 (〃)	H22.12.23
15	菱木 三恵子	〃	神栖市民児協(波崎四中地区民生委員)	H20.04.01
16				
17	城之内 宏至	医薬関係団体	鹿島医師会 (神栖市内医療機関)	H20.04.01
18	山本 英雅	〃	神栖市歯科医師会	H24.04.01
19	小川 明宏	〃	薬剤師会潮来支部 (神栖班)	H26.04.01
20	小林 正明	高齢者関係福祉施設	特別養護老人ホームしおさい苑	H20.04.01
21	田中 健	〃	特別養護老人ホーム白寿荘	H24.08.29
22	細田 峰彰	児童関係施設	鹿嶋・神栖保育協議会(神栖市内保育所)	H20.04.01
23	太田 操	〃	〃 (〃)	H20.04.01
24	帯谷 順之	商工関係団体	神栖市商工会	H21.03.24
25	三宅 智	〃	鹿島臨海ロータリークラブ	H26.04.01
26	菅野 健一	〃	かしま青年会議所	H26.04.01
27	網中 清	〃	神栖ライオンズクラブ	H26.04.01
28	細谷 智	企業関係団体	鹿島地区労働組合懇談会	H23.04.01
29	山田 猛	〃	鹿島西部地区企業連絡会	H26.04.01
30	河本 健三	〃	化学総連茨城地方連絡会議	H24.12.21
31	阿部 年英	子ども会育成連合会	神栖市子ども会育成連合会	H14.04.01
32	坂本 鉄夫	シニアクラブ連合会	神栖市シニアクラブ連合会	H23.05.31
33	永井 芳信	身体障害者福祉協議会	神栖市身体障害者福祉協議会	H24.04.01
34	高橋 紀子	NPO法人	NPO法人 N&Nコーポレーション	H18.04.01
35	梶山 正子	ボランティア連絡協議会	神栖市ボランティア連絡協議会	H20.04.01
36	梅田 しづ子	市民活動グループ	神栖市消費者の会	H18.04.01
37	野口 豊子	〃	神栖市交通安全母の会	H26.04.01
38	杉山 綾子	〃	いばらきコープ鹿島センター	H22.04.01
39	畠山 修	行政関係者	神栖市地域包括支援課	H27.04.01
40	浪川 進	〃	神栖市障がい福祉課	H26.04.01

議案第2号

苦情解決にかかる第三者委員の選考について

<提案理由>

現在、本会第三者委員として任命している中山照明氏、日高勝利氏の任期が、平成28年3月31日で満了となることに伴い、苦情解決に関する規程第12条第1項の規定に基づき、後任の第三者委員を、別添(案)のとおり選考しようとするものであり、ご審議の上議決願います。

平成28年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成28年3月28日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成27年度 第4回 理事会

第三者委員選考案

No.	氏名	役職等	備考	選考結果
1	中山 照明	学識経験者	社会福祉協議会監事 (H27. 12~) 現在本会第三者委員	
2	日高 勝利	神栖地区民児協 運営委員	社会福祉協議会監事 (H25. 12~) 現在本会第三者委員	

議案第3号

平成27年度 社会福祉事業区分 資金収支補正予算(案)について

<提案理由>

経理規程第17条の規定に基づき、平成27年度一般会計資金収支補正予算(案)を編成しましたので、ご審議の上議決願います。

主な補正理由

- 平成26年度決算確定に伴う「前期末支払資金残高」予算の修正（予算増額）
- 市の指定管理事業である「障害者デイサービスセンターのぞみ」「福祉作業所きぼうの家」（指定期間：平成26年度～30年度の5年間）では、指定2年目となる現在も利用者獲得努力を継続しているが、利用実績が当初の見込みを下回り、予備決算の段階において両事業合わせ250万円程度の支出超過となることから、予算規模を下方修正するとともに、不足分を法人本部（社会福祉事業経理区分）より繰り入れる。
（利用実績の推移、収支決算見込については次項にまとめています）
- 指定管理事業の不足分に充当し、かつ年度末の支払資金を確保するため、本会が保有する「財政調整積立金（現在額1,700万円）」のうち200万円を処分する。

平成28年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成28年3月28日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成27年度 第4回 理事会

障害者デイサービスセンター「のぞみ」指定管理業務の運営状況

- サービスの内容 (生活介護)
- | | | |
|----------------------|---------|----------|
| 1 生活介護計画の作成 | 2 食事の提供 | 3 入浴又は清拭 |
| 4 身体等の介護 | 5 機能訓練 | 6 創作的活動 |
| 7 余暇活動 | 8 健康管理 | 9 送迎サービス |
| 10 利用者又は家族に対する相談及び助言 | | |

- 営業日・時間 月～土曜日（12/31、1/01を除く） 9:30～15:30
 ※児童については特別支援学校休校日（土曜・祝日、夏休み等）のみ 9:30～15:00

- 1日の利用定員 20名（うち基準該当放課後等デイサービスで 障害児童5名）

- 27年度受入目標 13名（1ヶ月あたりの利用料収入見込 4,110,667円）
 （年間予算 49,328,000円）

- サービス利用状況（平成27年4月～28年2月の実績）

	営業日数	実利用者数	延べ利用者数	1日平均利用	達成率	利用者内訳(障害支援区分別)				基準該当放課後等デイ	利用料収入
						区分3	区分4	区分5	区分6		
4月	26	26	276	10.6	81.7%	50	55	51	99	21	3,629,690
5月	26	26	268	10.3	79.3%	49	54	53	94	18	3,511,859
6月	26	24	278	10.7	82.2%	65	52	56	92	13	3,672,452
7月	27	27	304	11.3	86.6%	67	57	53	97	30	3,941,632
8月	26	26	325	12.5	96.2%	65	59	41	86	74	4,282,862
9月	26	23	275	10.6	81.4%	57	60	37	98	23	3,579,511
10月	27	24	260	9.6	74.1%	56	61	39	88	16	3,339,426
11月	25	24	242	9.7	74.5%	46	40	50	87	19	3,201,384
12月	26	24	275	10.6	81.4%	53	52	53	92	25	3,598,766
1月	25	24	256	10.2	78.8%	44	55	46	89	22	3,346,198
2月	25	24	262	10.5	80.6%	53	56	47	89	17	3,364,765
計	285		3,021	10.6	81.5%	605	601	526	1,011	278	39,468,545
<参>平成26年度実績			2,899	9.4	85.0%	494	734	383	1,101	187	37,602,551

20.0% 19.9% 17.4% 33.5% 9.2%

17.0% 25.3% 13.2% 38.0% 6.5%

※27年4月以降の新規利用契約：2件

※ " " 利用契約終了：3件

※26年度の利用者受入目標は11人/日

○ 28年4月以降の利用見込み

市との業務打ち合わせを定例化して利用者増強対策を検討し、また事業所広報紙の関係機関への配布、市内の障害者相談支援事業所や特別支援学校へのアプローチなど、新規利用者獲得の努力を継続してきましたが、1日の平均利用者数は平成27年8月をピークに停滞し、新規受入の頻度も減少しています。

市内の障害者の現況（下表）をみても、今後、PR活動を中心とした新規利用者開拓努力を続けたとしてもターゲットとなる層は少なく、同種のサービスを提供する事業所が市内外に複数存在する中で、現状を大きく越える利用増は想定しにくく、将来的な「のぞみ」利用想定も、現状ベースの「1日当たり10～11人」とし、利用者を減らさない努力を続けることが現実的な対応策であると考えます。

事業所の収支に関しても、利用規模に見合った事業所体制をとり、支出超過のリスクを回避する運営形態へ転換させ、平成28年度事業計画及び収支予算案を提案しました。

<参考> 神栖市の障害者の現況（障害支援区分別認定の状況。平成28年2月15日現在）

障害種別	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害	6	19	31	32	18	34	140
知的障害	10	30	47	40	18	18	163
精神障害	15	38	26	8	5	4	96
身体・知的	0	3	2	3	3	6	17
精神・身体	1	3	1	1	1	1	8
計	32	93	107	84	45	63	424

※市障がい福祉課作成

※18歳以上65歳未満。施設入所・グループホーム入居者を除く。



<市提供のデータに基づく社協事務局のデイサービス（生活介護）利用見込み分析>

- ① 上表のうち「身体障害で区分3以上（生活介護サービス利用可能）」の方は 115名
- ② ①のうち、調査日時点ですでに障害福祉サービス利用中の方が 82名
- ③ 認定を受けたが、何らかの理由でサービスを使っていない方（①－②）は 33名
- ④ ③の人数に、既利用者の生活介護利用率 51.5% を乗じた数が 17名



生活介護サービスを利用するかもしれない障害者数の最大値と仮定できるが、ご本人にサービス利用の意向を確認する手段が社協にはない。

市内の生活介護事業所

事業所名	定員	営業日・提供時間	休業日
障害者デイサービスセンターのぞみ	20	月～土 9:30～15:30	12/31、1/01
福祉作業所きぼうの家	10	月～金 9:00～15:00	祝日、12/29～1/03
神栖啓愛園	50	月～金 8:30～17:00	祝日、12/29～1/03
ハミングハウス	10	月～金 9:25～15:45	
障害者地域支援センター潮風の郷	24	月～土 9:30～15:45	12/31～1/03
ミナト介護	10	月～金 8:45～15:15	8/13～15、12/29～1/03

福祉作業所「きぼうの家」指定管理業務の運営状況

- サービスの内容
- | | |
|---------------------------------|--------------------------|
| 1 生活介護(就労継続支援B型)計画の作成 | 2 食事・排泄等の介護 |
| (生活介護) | 3 就労に必要な知識, 能力を向上するための訓練 |
| (就労継続支援B型) | 4 創作的活動 |
| 5 就労の機会の提供及び生産活動 | 6 生活相談 |
| 7 送迎サービス | 8 健康管理 |
| 9 その他日常生活上必要な介護, 訓練, 支援, 相談, 助言 | |
- 営業日・時間 月～金曜日(祝日、12/29～1/3を除く) 9:00～15:00
- 1日の利用定員 生活介護：10名/日。 就労継続支援B型：20名/日。 計 30名/日。
- 27年度受入目標 生活介護：6名/日。 就労継続支援B型：15名/日。 計 21名/日。
(1ヶ月あたりの利用料収入見込 2,527,250円)
(年間予算 30,327,000円)

○ サービス利用状況(平成27年4月～28年2月の実績)

	営業日数	実利用者数	延べ利用者数		日平均利用		達成率		利用料収入	
			生活介護 就労継	計	生活介護 就労継	計	生活介護 就労継	計	生活介護 就労継	計
4月	21	10	141	432	6.7	20.6	111.9%	98.0%	1,034,070	2,764,910
		16	291		13.9		92.4%		1,730,840	
5月	18	10	117	368	6.5	20.4	108.3%	97.4%	993,248	2,451,538
		16	251		13.9		93.0%		1,458,290	
6月	22	10	152	428	6.9	19.5	115.2%	92.6%	1,120,880	2,758,890
		17	276		12.5		83.6%		1,638,010	
7月	22	10	156	437	7.1	19.9	118.2%	94.6%	1,138,170	2,807,140
		16	281		12.8		85.2%		1,668,970	
8月	21	10	135	391	6.4	18.6	107.1%	88.7%	996,270	2,515,690
		15	256		12.2		81.3%		1,519,420	
9月	19	10	112	348	5.9	18.3	98.2%	87.2%	816,980	2,221,950
		16	236		12.4		82.8%		1,404,970	
10月	21	10	147	410	7.0	19.5	116.7%	93.0%	1,080,030	2,639,180
		15	263		12.5		83.5%		1,559,150	
11月	19	10	127	345	6.7	18.2	111.4%	86.5%	934,700	2,231,100
		15	218		11.5		76.5%		1,296,400	
12月	19	10	120	347	6.3	18.3	105.3%	87.0%	893,810	2,240,390
		14	227		11.9		79.6%		1,346,580	
1月	19	10	129	361	6.8	19.0	113.2%	90.5%	949,900	2,325,240
		14	232		12.2		81.4%		1,375,340	
2月	20	11	144	385	7.2	19.3	120.0%	91.7%	1,060,000	2,491,330
		14	241		12.1		80.3%		1,431,330	
計	221		1,480	4,252	6.7	19.2	111.6%	91.6%	11,018,058	27,447,358
			2,772		12.5		83.6%		16,429,300	
<参>平成26年度実績			1,988	4,422	8.2	18.2	136.4%	86.7%	14,887,232	29,146,442
			2,434		10.0		66.8%		14,259,210	

※27年4月以降の新規利用契約：4件(生活介1、就労継3)
 ※ " " 利用契約終了：2件(生活介0、就労継2)
 ※26年度の利用者受入目標は21人(生活介6、就労継15)/日。

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 平成27年度 社会福祉事業区分収支補正予算書 (案)

勘定科目	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	拠点区分別補正予算内訳			備考
				社協自主事業	障害者デイ	福祉作業所	
< 事業活動による収支 >							
< 収入 >							
会費収入	16,981,000	0	16,981,000	0	0	0	
寄附金収入	3,701,000	0	3,701,000	0	0	0	
経常経費補助金収入	82,137,000	0	82,137,000	0	0	0	
受託金収入	29,403,000	0	29,403,000	0	0	0	
事業収入	23,739,000	0	23,739,000	0	0	0	
介護保険事業収入	3,967,000	0	3,967,000	0	0	0	
就労支援事業収入	1,503,000	0	1,503,000	0	0	0	
障害福祉サービス等事業収入	86,048,000	△ 3,600,000	82,448,000	0	△ 3,600,000	0	デイサービスの収入を減額
自立支援給付費収入	81,994,000	△ 3,100,000	78,894,000	0	△ 3,100,000	0	
利用者負担金収入	1,876,000	△ 500,000	1,376,000	0	△ 500,000	0	
特定費用収入	1,202,000	0	1,202,000	0	0	0	
サービス利用計画作成費収入	974,000	0	974,000	0	0	0	
その他の事業収入	2,000	0	2,000	0	0	0	
受取利息配当金収入	184,000	0	184,000	0	0	0	
その他の収入	846,000	0	846,000	0	0	0	
事業活動収入計(1)	248,509,000	△ 3,600,000	244,909,000	0	△ 3,600,000	0	
< 支出 >							
人件費支出	214,801,000	0	214,801,000	0	0	0	
事業費支出	18,953,000	0	18,953,000	0	0	0	
事務費支出	15,913,000	0	15,913,000	0	0	0	
就労支援事業支出	1,397,000	0	1,397,000	0	0	0	
受託事業等支出	364,000	0	364,000	0	0	0	
共同募金配分金事業費	375,000	0	375,000	0	0	0	
助成金支出	1,264,000	0	1,264,000	0	0	0	
支払利息支出	1,000	0	1,000	0	0	0	
流動資産評価損等による資金減少額	2,000	0	2,000	0	0	0	
事業活動支出計(2)	253,070,000	0	253,070,000	0	0	0	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 4,561,000	△ 3,600,000	△ 8,161,000	0	△ 3,600,000	0	

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 平成27年度 社会福祉事業区分収支補正予算書 (案)

勘定科目	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	拠点区分別補正予算内訳			備考
				社協自主事業	障害者デイ	福祉作業所	
< 施設整備等による収支 >							
< 収入 >							
固定資産売却収入	6,000	0	6,000	0	0	0	
施設整備等収入計(4)	6,000	0	6,000	0	0	0	
< 支出 >							
固定資産取得支出	5,000	0	5,000	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	5,000	0	5,000	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	1,000	0	1,000	0	0	0	
< その他の活動による収支 >							
< 収入 >							
長期運営資金借入金収入	2,000	0	2,000	0	0	0	
積立資産取崩収入	4,001,000	2,000,000	6,001,000	2,000,000	0	0	取崩後:1,500万円
財政調整積立資産取崩収入	4,000,000	2,000,000	6,000,000	2,000,000	0	0	
退職手当積立資産取崩収入	1,000	0	1,000	0	0	0	
事業区分間繰入金収入	521,000	0	521,000	0	0	0	
公益事業区分繰入金収入	521,000	0	521,000	0	0	0	
拠点区分間繰入金収入	10,463,000	2,800,000	13,263,000	△ 800,000	3,600,000	0	
拠点区分間繰入金収入	10,463,000	2,800,000	13,263,000	△ 800,000	3,600,000	0	
社協自主事業繰入金収入	4,928,000	2,800,000	7,728,000	0	2,800,000	0	繰入収入予算を増額
受託事業繰入金収入	507,000	0	507,000	0	0	0	
障害者計画相談支援事業繰入金収入	3,000	0	3,000	0	0	0	
ホームヘルプサービス事業繰入金収入	16,000	0	16,000	0	0	0	
障害者デイサービス事業繰入金収入	444,000	0	444,000	0	0	0	
福祉作業所事業繰入金収入	3,122,000	0	3,122,000	△ 800,000	800,000	0	繰入元拠点区分を変更
基金積立事業繰入金収入	1,000	0	1,000	0	0	0	
労働者派遣事業繰入金収入	1,442,000	0	1,442,000	0	0	0	
その他の活動収入計(7)	14,987,000	4,800,000	19,787,000	1,200,000	3,600,000	0	
< 支出 >							
長期運営資金借入金元金償還支出	2,000	0	2,000	0	0	0	
基金積立資産支出	1,000	0	1,000	0	0	0	

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 平成27年度 社会福祉事業区分収支補正予算書 (案)

勘定科目	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	拠点区分別補正予算内訳			備考
				社協自主事業	障害者デイ	福祉作業所	
積立資産支出	1,301,000	0	1,301,000	0	0	0	
財政調整積立資産支出	1,000	0	1,000	0	0	0	
退職手当積立資産支出	1,300,000	0	1,300,000	0	0	0	
事業区分間繰入金支出	0	0	0	0	0	0	
拠点区分間繰入金支出	10,463,000	2,800,000	13,263,000	2,800,000	0	0	
拠点区分間繰入金支出	10,463,000	2,800,000	13,263,000	2,800,000	0	0	
社協自主事業繰入金支出	909,000	△ 800,000	109,000	0	0	△ 800,000	繰入先拠点区分を変更
ホームヘルプサービス事業繰入金支出	1,000	0	1,000	0	0	0	
障害者デイサービス事業繰入金支出	2,001,000	3,600,000	5,601,000	2,800,000	0	800,000	繰入支出予算を増額
福祉作業所事業繰入金支出	1,000	0	1,000	0	0	0	
基金積立事業繰入金支出	1,000	0	1,000	0	0	0	
職員退職手当積立事業繰入金支出	7,549,000	0	7,549,000	0	0	0	
労働者派遣事業繰入金支出	1,000	0	1,000	0	0	0	
その他の活動支出計(8)	11,767,000	2,800,000	14,567,000	2,800,000	0	0	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	3,220,000	2,000,000	5,220,000	△ 1,600,000	3,600,000	0	
予備費支出(10)	2,513,000	0	2,513,000	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 3,853,000	△ 1,600,000	△ 5,453,000	△ 1,600,000	0	0	
前期末支払資金残高(12)	3,853,000	1,600,000	5,453,000	1,600,000	0	0	H26決算額に合わせ増額
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	0	0	0	
予算総額	267,355,000	2,800,000	270,155,000	2,800,000	0	0	

<参考> 前年度（平成26年度決算額）との比較

	26年度決算額	27年度予算額			増減 (H27-H26)
		当初予算	補正額	補正後予算	
福祉作業所からデイサービスへの繰入	2,500,000	2,000,000	800,000	2,800,000	300,000
社協自主事業からデイサービスへの繰入	3,940,084	1,000	2,800,000	2,801,000	△ 1,139,084
デイサービスへの支出超過補填額	6,440,084	2,001,000	3,600,000	5,601,000	△ 839,084
財政調整積立金の処分額	6,500,000	4,000,000	2,000,000	6,000,000	△ 500,000

議案第4号

成年後見制度に係る福祉後見サポートセンターの新規設置について

<提案理由>

第4次地域福祉活動計画の重点事業として掲げる「法人後見機能の発揮」については、平成27年7月より「(仮称)福祉後見サポートセンター設置検討委員会」を発足し、これまで3回の委員会を開催しました。

委員会の中で合意された、本会が行う成年後見制度に関する事業の内容、また、後見センター設置にあたり各委員から寄せられた意見・提言をふまえ、別添「福祉後見サポートセンターかみす設置規程(案)」、「福祉後見サポートセンターかみす運営委員会設置規程(案)」、「福祉後見サポートセンターかみす法人後見事業実施要項(案)」としてまとめました。平成28年4月より、この規程及び要項に基づき新規事業としてサポートセンター運営に取り組むことについて、審議の上議決願います。

なお、本事業の新規実施については定款(第2条)記載事項となり、議案第5号においてお諮りいたします。

平成28年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成28年3月28日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成27年度 第4回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 福祉後見サポートセンターかみす運営委員会 設置規程

平成 28 年 4 月 1 日

神社協規程第 54 号

(目的)

第 1 条 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、福祉後見サポートセンターかみす（以下、「センター」という。）の事業実施にあたり、事業全般に係る助言・指導や財産の管理状況の監査を行い、適正なセンター運営を担保するため、センター設置規程第 5 条の規定により、運営委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(機能)

第 2 条 前条の目的を達成するため、委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法定後見等の受任及び辞任の申立に関する審査
- (2) 成年被後見人等からの苦情申立てに対する調査、調整及び審査
- (3) 本会から諮問を受けた事項に関する答申
- (4) センターの業務に対する監督・指導・助言
- (5) その他、本会及び委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、10 名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから本会会長（以下、「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 司法関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 行政関係者
- (5) 学識経験者
- (6) その他会長が適任であると認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、欠席する委員が書面審査可能な場合は、書面審査をもって出席に変えることができる。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(法人後見受任審査会)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に、法人後見受任審査会を置き、委員会の機能のうち法定後見等の受任及び辞任の申立に関する審査を付託することができる。

(個人情報の保護)

第8条 委員は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。尚、その職を退いた後も同様とする。

(情報の公開・管理)

第9条 個人情報の保護とともに、事業の透明性を確保する観点から、委員会及び審査に関わる資料は非公開とする。ただし、本会個人情報保護規程に基づき、審査対象となった本人又は親族等から資料の開示請求があった場合はこの限りではない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、本会センターにおいて処理する。

(委任)

第11条 本規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 福祉後見サポートセンターかみす運営委員会 設置規程

平成 28 年 4 月 1 日

神社協規程第 54 号

(目的)

第 1 条 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、福祉後見サポートセンターかみす（以下、「センター」という。）の事業実施にあたり、事業全般に係る助言・指導や財産の管理状況の監査を行い、適正なセンター運営を担保するため、センター設置規程第 5 条の規定により、運営委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(機能)

第 2 条 前条の目的を達成するため、委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法定後見等の受任及び辞任の申立に関する審査
- (2) 成年被後見人等からの苦情申立てに対する調査、調整及び審査
- (3) 本会から諮問を受けた事項に関する答申
- (4) センターの業務に対する監督・指導・助言
- (5) その他、本会及び委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、10 名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから本会会長（以下、「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 司法関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 行政関係者
- (5) 学識経験者
- (6) その他会長が適任であると認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、欠席する委員が書面審査可能な場合は、書面審査をもって出席に変えることができる。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(法人後見受任審査会)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に、法人後見受任審査会を置き、委員会の機能のうち法定後見等の受任及び辞任の申立に関する審査を付託することができる。

(個人情報の保護)

第8条 委員は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。尚、その職を退いた後も同様とする。

(情報の公開・管理)

第9条 個人情報の保護とともに、事業の透明性を確保する観点から、委員会及び審査に関わる資料は非公開とする。ただし、本会個人情報保護規程に基づき、審査対象となった本人又は親族等から資料の開示請求があった場合はこの限りではない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、本会センターにおいて処理する。

(委任)

第11条 本規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 福祉後見サポートセンターかみす
法人後見事業実施要項（案）

（目的）

第1条 この要項は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が、福祉後見サポートセンターかみす設置規程第4条第4項に基づく成年後見制度法人後見受任事業（以下「後見業務」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（事業の趣旨）

第2条 後見業務は、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本会が成年後見人、保佐人または補助人（以下「後見人等」という。）となることにより、成年被後見人、被保佐人、被補助人（以下「被後見人等」という。）の財産管理、身上監護を行い、その権利を擁護することを趣旨とする。

（後見業務）

第3条 本会は、次の各号に掲げる業務を行う。

（1）後見人等としての業務

（2）その他前条の趣旨に合致すると認められる業務

2 前項（1）号の業務のうち税金の申告、不動産の登記、訴訟の遂行その他専門的な事項を処理するために必要と認めるときは、当該事項を事業者へ委託することができる。

（定期訪問）

第4条 本会は、後見業務を行うため、原則として月1回、被後見人等の居所を訪問し、被後見人等の安否の確認を行うとともに、心身の状態および生活の状況の把握に努める。

（財産目録の作成等）

第5条 本会は、後見人等に就任したときは、すみやかに財産調査を行い、財産目録を作成するとともに、収支予定表および身上監護計画を策定する。

（管理物件の保管）

第6条 被後見人等の財産のうち権利証等の重要書類は、原則として、本会が契約する金融機関の貸金庫において保管する。ただし、次の各号に掲げるものは本会事務局に備える耐火性の金庫に保管することができる。

（1）現金（日常的に使用する月額程度）

（2）預貯金通帳（日常的に使用するもの）

（3）金融機関届出印

（4）その他前各号に準ずると本会が認めるもの

2 管理においては日常的に使用する現金及び預貯金以外は、被後見人等の利益を考慮し定期預金等安全な資産管理に努める。

（身上監護の考慮事項）

第7条 本会は、被後見人等の推定意思を尊重し、心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

(財産管理の考慮事項)

第8条 本会は、被後見人等の財産を管理するにあたっては、専ら被後見人等の利益のみを考慮してその内容を決定するものとし、当該被後見人等の親族等利害関係を有する者の同意を要しないものとする。ただし、その意見を聞くことを妨げない。

(費用)

第9条 後見業務に要する費用については、被後見人等の負担とする。やむを得ない事情により本会の財産から立て替えて費用を支出した場合は、これを求償することができるものとする。

(台帳の整備)

第10条 本会は、後見業務の処理の状況を記録するため、被後見人等について個人ごとに台帳を整備しなければならない。台帳は、後見事務終了後10年間保管する。

(従事職員の指定等)

第11条 本会は、福祉に関して専門の知識または経験を有する職員の中から、後見業務に従事する職員を指定する。

2 本会は、従事職員の指示を受けて、被後見人等の日常生活支援等従事職員の業務を補助する成年後見支援員を置くことができる。

(後見業務の対象者の要件)

第12条 神栖市に居住地があり、紛争性が無く、身上監護と日常的な金銭管理が中心の者で、次の各号のうちどれか一つに該当する者。ただし、第4号は本会及び福祉後見サポートセンターかみす設置規程第5条に基づく、運営委員会（以下「委員会」という。）判断による。

- (1) 市長申立てをする者で、他に適切な後見人等が得られない者
- (2) 原則として高額な財産を所有せず、他に適切な後見人等が得られない者
- (3) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）利用者と判断能力が低下した者のうち、第1号か第2号に当てはまる者
- (4) 本会及び委員会が特に必要と認める場合

(後見人等候補者受任の決定及び選任の承諾)

第13条 前条に該当する本人又は親族等が、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の申し立てを行おうとするに際し、本会をそれぞれ成年後見人候補者、保佐人候補者、補助人候補者としようとする場合、法人後見事業利用申込書（様式第1号）に所定の事項を記入し、本会に提出しなければならない。

2 本会は、前項の申し込みがあったときは、経済的な理由から他に適切な後見人等を得られない者や、虐待による深刻な権利侵害を受けている者を優先し、必要性、受任能力、被後見人等との利益相反関係、神栖市長による後見開始等の申立への対応等の観点から委員会の助言を得て、その適否を会長が決定する。

3 前項により適当と認めるときは、法人後見事業利用許可通知書（様式第2号）を不適切と認めるときは、法人後見事業利用不可通知書（様式第3号）を申込者に通知するものとする。

4 本会は、所轄する家庭裁判所が本会を後見人等として選任しようとするときは、特段の事情がない限りこれを承諾するものとする。ただし、前項の手続き以外で家庭裁判所から、本会を後見人等に選任しようとする依頼がある場合、本会はすみやかに委員会の助言を得て、その適否を会長が決定する。

(報酬付与の審判の申立て)

第14条 本会は、後見業務の報酬について、被後見人等の資産等の状況により、必要に応じて家庭裁判所に報酬付与の審判を申し立てることができる。また、低所得者等には、神栖市成年後見制度利用支援事業の活用をする。

(類型の移行申請)

第15条 本会は、被後見人等について、意思能力の程度に変化があったと認める場合において必要があるときは、当該被後見人等が成年被後見人である場合にあっては補助開始または保佐開始の審判を、被保佐人である場合にあっては後見開始または補助開始の審判を、被補助人である場合にあっては後見開始または保佐開始の審判を、それぞれ家庭裁判所に申し立てるものとする。

2 後見監督人、保佐監督人、補助監督人が必要な場合は、適宜その選任の申立を行う。

(成年後見人等の辞任)

第16条 本会は、被後見人等が神栖市の区域外に転出し、またはその他の特別な事由により後見業務を継続して行うことが困難になったときは、家庭裁判所に後見人等の辞任の申立をすることができる。この場合において、当該被後見人等について必要があると認めるときは、当該被後見人等の住所を管轄する家庭裁判所に後任の後見人等の選任を、委員会の審査を経た上で、申し立てるものとする。

(後見人等業務の終了)

第17条 本会は、被後見人等が次のいずれかの事項に該当する場合は、後見人等の業務を終了することとする。

- (1) 被後見人等が死亡したとき
- (2) 前条の規定により、辞任の申立を行い、家庭裁判所により辞任を許可する審判がされたとき
- (3) 本会が本事業を廃止したとき

(損害賠償)

第18条 本会は、成年後見人等の業務にあたり、本会の責に帰すべき事由により被後見人等に損害を与えた場合は、その損害に応じ賠償するものとする。

(個人情報の保護)

第19条 本会及び従事職員は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 ケース検討、啓発、教育等の目的で情報を使用する場合は、個人のプライバシー保持に十分配慮しなければならない。

(委任)

第20条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

法人後見事業利用申込書

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 様

(申込者) が (本人) 後見 の 保佐 開始の審判 補助

成年後見人
 の申立てを行うに際し、貴協議会を 保佐人 候補者として申立てを行いたいので、
補助人
 次のとおり申込みます。

本人	フリガナ		性別	
	氏名	㊟		
	生年月日	年 月 日 (歳)		
	住所	〒 -		
	居所	〒 - 施設名		
	電話	() 自宅・その他 ()		
申込者 本人との続柄 ()	フリガナ		性別	
	氏名	㊟		
	生年月日	年 月 日 (歳)		
	住所	〒 -		
	電話	() 自宅・その他 ()		
申込理由				

神社協発 第 号
平成 年 月 日

(申込者) 様
(本人) 様

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

法人後見事業利用許可通知書

年 月 日付けで申し込みのあった法人後見事業利用については, 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会法人後見受任事業実施要項 第 13 条の規定により許可しましたので通知します。

※後見人等の決定については, 申し立て後に裁判所の審判により決定するものであり, 本通知は, 正式な後見人等を決定するものではありません。

神社協発 第 号
平成 年 月 日

(申込者) 様
(本人) 様

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

法人後見事業利用不可通知書

年 月 日付けで申し込みのあった法人後見事業利用については, 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会法人後見受任事業実施要項 第 13 条の規定により, 承諾しないことと決定いたしましたので, 通知いたします。

理 由

議案第5号

定款の一部変更について

<提案理由>

本会が平成28年度より実施する「福祉後見サポートセンターかみす」に関し、「成年後見制度に関する事業」として定款第2条（事業）に追加することについて、定款第33条の規定にもとづき変更を行うものです。

審議の上議決願います。

平成28年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成28年3月28日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成27年度 第4回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 定款変更案

変更前の条文	変更後の条文（案）
<p>(事業)</p> <p>第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</p> <p>(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</p> <p>(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</p> <p>(4) (1) から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</p> <p>(5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</p> <p>(6) 共同募金事業への協力</p> <p>(7) 障害者デイサービスセンターの管理・経営</p> <p>(8) 福祉作業所の管理・経営</p> <p>(9) 居宅介護等事業の経営</p> <p>(10) 福祉サービス利用援助事業</p> <p>(11) 生活福祉資金貸付事業</p> <p>(12) 障害福祉サービス事業の経営</p> <p>(13) 相談支援事業</p> <p>(14) 地域活動支援センター事業</p> <p>(15) 移動支援事業</p> <p>(16) その他の地域生活支援事業</p> <p>(17) 労働者派遣事業</p> <p>(18) 子育て援助活動支援事業</p> <p>(19) その他法人の目的達成のため必要な事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</p> <p>(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</p> <p>(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</p> <p>(4) (1) から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</p> <p>(5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</p> <p>(6) 共同募金事業への協力</p> <p>(7) 障害者デイサービスセンターの管理・経営</p> <p>(8) 福祉作業所の管理・経営</p> <p>(9) 居宅介護等事業の経営</p> <p>(10) 福祉サービス利用援助事業</p> <p>(11) 生活福祉資金貸付事業</p> <p>(12) 障害福祉サービス事業の経営</p> <p>(13) 相談支援事業</p> <p>(14) 地域活動支援センター事業</p> <p>(15) 移動支援事業</p> <p>(16) その他の地域生活支援事業</p> <p>(17) 労働者派遣事業</p> <p>(18) 子育て援助活動支援事業</p> <p>(19) 成年後見制度に関する事業</p> <p>(19)(20) その他法人の目的達成のため必要な事業</p> <p>附則(平成28年3月 一部改訂 改訂第107号)</p> <p>1 この定款は、定款変更認可日をもって施行し、平成28年4月1日より適用する。</p>

議案第6号

常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について

<提案理由>

高年齢者雇用安定法の改正に伴う高年齢者雇用確保措置（継続雇用／再任用）が、神栖市においても実施されることに伴い、市の公的支援を受ける公益団体（神栖市シルバー人材センター、神栖市文化・スポーツ振興公社）の常勤役員処遇が、平成28年度より見直されることとなりました。本会の常務理事の報酬についても、他団体と同様の見直しを行うため、規程の一部を改正するものです。審議の上議決願います。

平成28年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成28年3月28日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成27年度 第4回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程 改正案

改正前の条文	改正後の条文 (案)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会定款第11条の規定に基づき常務理事(神栖市から派遣された一般職の職員である者を除く。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 常務理事の報酬は、月額250,000円とする。</p> <p>2 報酬の支給方法については、正職員の例による。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第3条 常務理事が業務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 費用弁償として支給する旅費の額及び支給方法は、正職員の例による。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。</p> <p>付則</p> <p>1 この規程は、理事会の議決を得た日から施行し、平成19年4月1日から適用する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会定款第11条の規定に基づき常務理事(神栖市から派遣された一般職の職員である者を除く。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 常務理事の報酬は、月額280,000円とし、別に通勤手当を支給する。</p> <p>2 報酬の支給及び通勤手当の計算方法については、正職員の例による。</p> <p>3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第3条 常務理事が業務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 費用弁償として支給する旅費の額及び支給方法は、正職員の例による。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。</p> <p>付則</p> <p>1 この規程は、理事会の議決を得た日から施行し、平成19年4月1日から適用する。</p> <p><u>2 この規程は、平成28年4月1日より適用する。</u> <u>(改訂第108号)</u></p>

議案第7号

給与等に関する規程の一部改正について

<提案理由>

神栖市職員の給与においては、人事院勧告に基づき、地域ごとの民間賃金水準を的確に公務員給与に反映させるため基本給を引き下げた上で地域ごとに割合を定める地域手当を新設し、平成27年度より同手当が支給されています。今回の改正は、神栖市職員に準じ、本会正職員の地域手当を新設するものです。ご審議の上議決願います。

平成28年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成28年3月28日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成27年度 第4回 理事会

神栖市社会福祉協議会 平成27年度 第4回理事会 議案第7号資料
 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 給与等に関する規程改正案

改正前の条文	改正後の条文 (案)
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 この規程に定める職員の給与は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給料</p> <p>(2) 扶養手当</p> <p>(3) 通勤手当</p> <p>(4) 住居手当</p> <p>(5) 時間外勤務手当</p> <p>(6) 休日勤務手当</p> <p>(7) 夜間勤務手当</p> <p>(8) 管理職手当</p> <p>(9) 期末手当</p> <p>(10) 勤勉手当</p> <p>(休職者等の給与)</p> <p>第6条 傷病のため勤務できない期間が1年に達するまでは給料・扶養手当・住居手当・期末手当の100分の80を支給する。</p> <p>2 本会事務局職員就業規則第10条に定める休職期間のうち3年までは給料・扶養手当・住居手当・期末手当の100分の60を支給する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。</p> <p>4 第8条第4項別表に規定する職務の級による業務分類表の社会福祉士資格を有する3級以上の職員については、職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で別表に定める割合を乗じて得た額を加算して得た額を期末手当基礎額とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 この規程に定める職員の給与は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給料</p> <p>(2) 扶養手当</p> <p>(3) 通勤手当</p> <p>(4) 住居手当</p> <p>(5) 時間外勤務手当</p> <p>(6) 休日勤務手当</p> <p>(7) 夜間勤務手当</p> <p>(8) 管理職手当</p> <p>(9) <u>地域手当</u></p> <p>(9) 10) 期末手当</p> <p>(10) 11) 勤勉手当</p> <p>(休職者等の給与)</p> <p>第6条 傷病のため勤務できない期間が1年に達するまでは給料・扶養手当・住居手当・<u>地域手当</u>・期末手当の100分の80を支給する。</p> <p>2 本会事務局職員就業規則第10条に定める休職期間のうち3年までは給料・扶養手当・住居手当・<u>地域手当</u>・期末手当の100分の60を支給する</p> <p>(期末手当)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額<u>並びにこれらに対する地域手当の月額</u>合計額とする。</p> <p>4 第8条第4項別表に規定する職務の級による業務分類表の社会福祉士資格を有する3級以上の職員については、<u>前項に規定する合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の合計額</u>に職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で別表に定める割合を乗じて得た額を加算して得た額を期末手当基礎額とする。</p>

<p>(勤勉手当)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）と勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た額に、市条例等に定める支給率を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料月額とする。</p> <p>附 則</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき扶養手当の月額<u>及びこれに対する地域手当の月額</u>合計額を加算した額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）と勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た額に、市条例等に定める支給率を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料月額<u>及びこれに対する地域手当の月額の合計</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>9 この規程は、平成28年3月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。（改訂第109号）</u></p>
--	---

議案第8号

事務局職員就業規則の一部改正について

<提案理由>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法といいます）の施行に伴い、個人番号について、職員の義務提出、法人の管理義務を明記するとともに、採用時提出書類に個人番号報告書類を新たに追加するものです。審議の上議決願います。

なお、就業規則改正に先立ち、「特定個人情報取扱規程」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」を制定しましたので、別添資料にて報告いたします。

平成28年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成28年3月28日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成27年度 第4回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 事務局職員就業規則改正案

改正前の条文	改正後の条文（案）
<p>(採用時の提出書類)</p> <p>第5条 職員に採用された者は、速やかに次の各号の掲げる書類を会長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 誓約書</p> <p>(2) 身元保証書</p> <p>(3) 住民票記載事項の証明書</p> <p>(4) 職歴の者については、年金手帳（基礎年金）および雇用保険被保険者証</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか会長が必要と認める書類</p> <p>(服務心得)</p> <p>第13条 職員は、常に次の事項を守り服務に精勤しなければならない。</p> <p>(1) ～ (9) <省略></p> <p>2 派遣職員は、派遣先においても前項の規定を守り、かつ派遣先の諸規則・服務規律を遵守して業務を遂行しなければならない。</p>	<p>(採用時の提出書類)</p> <p>第5条 職員に採用された者は、速やかに次の各号の掲げる書類を会長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 誓約書</p> <p>(2) 身元保証書</p> <p>(3) 住民票記載事項の証明書</p> <p>(4) 職歴の者については、年金手帳（基礎年金）および雇用保険被保険者証</p> <p>(5) <u>職員本人及びその扶養家族（所得税法上及び健康保険法上の扶養対象家族に限る）の個人番号を告知する書面の写し</u></p> <p>(5-6) 前各号に掲げるもののほか会長が必要と認める書類</p> <p>(服務心得)</p> <p>第13条 職員は、常に次の事項を守り服務に精勤しなければならない。</p> <p>(1) ～ (9) <省略></p> <p>2 派遣職員は、派遣先においても前項の規定を守り、かつ派遣先の諸規則・服務規律を遵守して業務を遂行しなければならない。</p> <p><u>3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律および関連法等（省令やガイドラインなども含む、以下「番号法等」という）に基づく報告については、次の通り定める。</u></p> <p><u>(1) 職員は、自身および扶養する家族などについて、本会から番号法等に基づく報告を求められた場合には、これに応じなければならない。</u></p> <p><u>(2) 本会は、職員から個人番号の報告を受ける場合には、使用目的を明示するものとする。</u></p> <p><u>(3) 本会は、職員から報告された個人番号について、管理を厳密に行い、法令等で定められた場合を除き、目的以外に使用しないものとする。また、番号法の範囲で再利用できるものとする。</u></p> <p><u>(4) 職員は、番号法等改正などにより、個人番号の使用目的などが拡大または改正された場合には、その内容にともなう本会の指示に従うものとする。</u></p> <p>附則</p> <p><u>14 この規則は平成28年4月1日より適用する。</u> <u>(改訂第110号)</u></p>

議案第9号

常勤職員就業規則の一部改正について

<提案理由>

番号法施行に伴い、個人番号について、職員の提出義務、法人の管理義務を明記するとともに、採用時提出書類に個人番号の報告書類を新たに追加するものです。審議の上議決願います。

平成28年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成28年3月28日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成27年度 第4回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 常勤職員就業規則改正案

改正前の条文	改正後の条文（案）
<p>(服務心得)</p> <p>第9条 職員は、次に掲げる事項を守って、職場秩序の維持に努力するとともに職務に専念しなければならない。</p> <p>(1) ～ (9) <省略></p>	<p>(服務心得)</p> <p>第9条 職員は、次に掲げる事項を守って、職場秩序の維持に努力するとともに職務に専念しなければならない。</p> <p>(1) ～ (9) <省略></p> <p><u>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律および関連法等（省令やガイドラインなども含む、以下「番号法等」という）に基づく報告については、次の通り定める。</u></p> <p><u>(1) 職員は、自身および扶養する家族などについて、本会から番号法等に基づく報告を求められた場合には、これに応じなければならない。</u></p> <p><u>(2) 本会は、職員から個人番号の報告を受ける場合には、使用目的を明示するものとする。</u></p> <p><u>(3) 本会は、職員から報告された個人番号について、管理を厳密に行い、法令等で定められた場合を除き、目的以外に使用しないものとする。また、番号法の範囲で再利用できるものとする。</u></p> <p><u>(4) 職員は、番号法等改正などにより、個人番号の使用目的などが拡大または改正された場合には、その内容にともなう本会の指示に従うものとする。</u></p> <p>付 則</p> <p><u>この規則は平成28年4月1日より適用する。(改訂則第23号)</u></p>

議案第10号

非常勤職員就業規則の一部改正について

<提案理由>

非常勤職員が従事する業務に「事業補助・相談員」を加え、それに対応する賃金を追加するとともに、番号法施行に伴う職員の個人番号提出義務、法人の個人番号管理義務について明記するものです。審議の上議決願います。

平成28年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成28年3月28日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成27年度 第4回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 非常勤職員就業規則改正案

改正前の条文	改正後の条文（案）
<p>(非常勤職員の定義)</p> <p>第2条 この規則において非常勤職員とは、所定の手続きを経て本会に採用され基本給を時間給で支払う者で1週8時間以上30時間未満の範囲で勤務する在宅福祉サービス関連業務及び管理業務等に従事する以下の者をいう。</p> <p>(1) 非常勤の介護職員 (2) 非常勤の看護職員 (3) 給食調理員 (4) 移送及び介護機器配送等の運転要員 (5) 清掃員 (6) 管理業務事務員 (7) その他の非常勤職員</p> <p>(服務心得)</p> <p>第9条 非常勤職員は、次に掲げる事項を守って、職場秩序の維持に努力するとともに職務に専念しなければならない。</p> <p>(1)～(9) <省略></p>	<p>(非常勤職員の定義)</p> <p>第2条 この規則において非常勤職員とは、所定の手続きを経て本会に採用され基本給を時間給で支払う者で1週8時間以上30時間未満の範囲で勤務する在宅福祉サービス関連業務及び管理業務等に従事する以下の者をいう。</p> <p>(1) 非常勤の介護職員 (2) 非常勤の看護職員 (3) 給食調理員 (4) 移送及び介護機器配送等の運転要員 (5) 清掃員 (6) 管理業務事務員 (7) <u>事業補助・相談員</u> (7<u>8</u>) その他の非常勤職員</p> <p>(服務心得)</p> <p>第9条 非常勤職員は、次に掲げる事項を守って、職場秩序の維持に努力するとともに職務に専念しなければならない。</p> <p>(1)～(9) <省略></p> <p><u>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律および関連法等（省令やガイドラインなども含む、以下「番号法等」という）に基づく報告については、次の通り定める。</u></p> <p><u>(1) 非常勤職員は、自身および扶養する家族などについて、本会から番号法等に基づく報告を求められた場合には、これに応じなければならない。</u></p> <p><u>(2) 本会は、非常勤職員から個人番号の報告を受けるときの場合は、使用目的を明示するものとする。</u></p> <p><u>(3) 本会は、非常勤職員から報告された個人番号について、管理を厳密に行い、法令等で定められた場合を除き、目的以外に使用しないものとする。また、番号法の範囲で再利用できるものとする。</u></p> <p><u>(4) 非常勤職員は、番号法等改正などにより、個人番号の使用目的などが拡大または改正された場合には、その内容にともなう本会の指示に従うものとする。</u></p>

改正前の条文	改正後の条文（案）																																																																				
<p>(非常勤職員の賃金)</p> <p>第24条 非常勤職員の賃金は次のとおりとする。午後6時以後7時まで、午前7時以後8時までの勤務については早朝夜間賃金を支給する。</p> <p>(1) サービス提供1時間あたりの賃金</p> <table border="1" data-bbox="199 535 753 1196"> <thead> <tr> <th>勤務内容</th> <th>1時間の賃金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>生活援助型（訪問介護）</td><td>940円</td></tr> <tr><td>介護予防型（訪問介護）</td><td>940円</td></tr> <tr><td>複合型（訪問介護）</td><td>1,050円</td></tr> <tr><td>身体介護型（訪問介護）</td><td>1,250円</td></tr> <tr><td>移動及び事務（訪問介護）</td><td>700円</td></tr> <tr><td>看護員</td><td>1,300円</td></tr> <tr><td>福祉作業所</td><td>940円</td></tr> <tr><td>デイサービス</td><td>940円</td></tr> <tr><td>訪問入浴</td><td>940円</td></tr> <tr><td>障害児放課後支援</td><td>940円</td></tr> <tr><td>給食調理員</td><td>850円</td></tr> <tr><td>運転要員</td><td>850円</td></tr> <tr><td>事務要員</td><td>850円</td></tr> <tr><td>清掃要員</td><td>830円</td></tr> <tr><td>研修会参加時</td><td>700円</td></tr> </tbody> </table>	勤務内容	1時間の賃金	生活援助型（訪問介護）	940円	介護予防型（訪問介護）	940円	複合型（訪問介護）	1,050円	身体介護型（訪問介護）	1,250円	移動及び事務（訪問介護）	700円	看護員	1,300円	福祉作業所	940円	デイサービス	940円	訪問入浴	940円	障害児放課後支援	940円	給食調理員	850円	運転要員	850円	事務要員	850円	清掃要員	830円	研修会参加時	700円	<p>(非常勤職員の賃金)</p> <p>第24条 非常勤職員の賃金は次のとおりとする。午後6時以後7時まで、午前7時以後8時までの勤務については早朝夜間賃金を支給する。</p> <p>(1) サービス提供1時間あたりの賃金</p> <table border="1" data-bbox="858 535 1390 1319"> <thead> <tr> <th>勤務内容</th> <th>1時間の賃金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>生活援助型（訪問介護）</td><td>940円</td></tr> <tr><td>介護予防型（訪問介護）</td><td>940円</td></tr> <tr><td>複合型（訪問介護）</td><td>1,050円</td></tr> <tr><td>身体介護型（訪問介護）</td><td>1,250円</td></tr> <tr><td>移動及び事務（訪問介護）</td><td>700円</td></tr> <tr><td>看護員</td><td>1,300円</td></tr> <tr><td><u>事業補助・相談員</u> <u>(勤続20年以上)</u></td><td><u>1,200円</u></td></tr> <tr><td><u>事業補助・相談員</u></td><td><u>940円</u></td></tr> <tr><td>福祉作業所</td><td>940円</td></tr> <tr><td>デイサービス</td><td>940円</td></tr> <tr><td>訪問入浴</td><td>940円</td></tr> <tr><td>障害児放課後支援</td><td>940円</td></tr> <tr><td>給食調理員</td><td>850円</td></tr> <tr><td>運転要員</td><td>850円</td></tr> <tr><td>事務要員</td><td>850円</td></tr> <tr><td>清掃要員</td><td>830円</td></tr> <tr><td>研修会参加時</td><td>700円</td></tr> </tbody> </table> <p>附則</p> <p><u>11 この規則は平成28年4月1日より適用する。</u> <u>(改訂則第24号)</u></p>	勤務内容	1時間の賃金	生活援助型（訪問介護）	940円	介護予防型（訪問介護）	940円	複合型（訪問介護）	1,050円	身体介護型（訪問介護）	1,250円	移動及び事務（訪問介護）	700円	看護員	1,300円	<u>事業補助・相談員</u> <u>(勤続20年以上)</u>	<u>1,200円</u>	<u>事業補助・相談員</u>	<u>940円</u>	福祉作業所	940円	デイサービス	940円	訪問入浴	940円	障害児放課後支援	940円	給食調理員	850円	運転要員	850円	事務要員	850円	清掃要員	830円	研修会参加時	700円
勤務内容	1時間の賃金																																																																				
生活援助型（訪問介護）	940円																																																																				
介護予防型（訪問介護）	940円																																																																				
複合型（訪問介護）	1,050円																																																																				
身体介護型（訪問介護）	1,250円																																																																				
移動及び事務（訪問介護）	700円																																																																				
看護員	1,300円																																																																				
福祉作業所	940円																																																																				
デイサービス	940円																																																																				
訪問入浴	940円																																																																				
障害児放課後支援	940円																																																																				
給食調理員	850円																																																																				
運転要員	850円																																																																				
事務要員	850円																																																																				
清掃要員	830円																																																																				
研修会参加時	700円																																																																				
勤務内容	1時間の賃金																																																																				
生活援助型（訪問介護）	940円																																																																				
介護予防型（訪問介護）	940円																																																																				
複合型（訪問介護）	1,050円																																																																				
身体介護型（訪問介護）	1,250円																																																																				
移動及び事務（訪問介護）	700円																																																																				
看護員	1,300円																																																																				
<u>事業補助・相談員</u> <u>(勤続20年以上)</u>	<u>1,200円</u>																																																																				
<u>事業補助・相談員</u>	<u>940円</u>																																																																				
福祉作業所	940円																																																																				
デイサービス	940円																																																																				
訪問入浴	940円																																																																				
障害児放課後支援	940円																																																																				
給食調理員	850円																																																																				
運転要員	850円																																																																				
事務要員	850円																																																																				
清掃要員	830円																																																																				
研修会参加時	700円																																																																				

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 特定個人情報取扱規程

平成 28 年 4 月 1 日

神社協規程第 52 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）における個人番号及び特定個人情報（以下、「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 本規程において、各用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人番号 住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。以下同じ。）をいう。
- (3) 特定個人情報 個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合体であつて、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして個人情報保護法施行令で定めたものをいう。
- (5) 個人情報ファイル 個人情報データベース等であつて、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- (6) 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- (7) 個人番号利用事務 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が、その保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- (8) 個人番号関係事務 個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (9) 個人番号利用事務実施者 個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (10) 個人番号関係事務実施者 個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (11) 個人情報取扱事業者 個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人を除く。）であつて、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（個人情報保護法施行令で定める者を除く。）の合計が過去 6 か月以内のいずれの日においても 5,000 を超えないもの以外の者をいう。
- (12) 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者 特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者であつて、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものから個人情報取扱事業者を除いた者をいう。
- (13) 職員等 本会にあつて、直接間接に本会の指揮監督を受けて本会の業務に従事している者および常勤の役員をいう。
- (14) 特定個人情報の取扱い 特定個人情報の取得、安全管理措置、保管、利用、提供、委託、及び廃棄・消去をいう。

(適用)

第3条 本規程は職員等に適用する。

2 本規程は、本会が取り扱うすべての特定個人情報等を対象とする。

3 本規程は、特定個人情報等の取り扱いに関し、個人情報保護規程、その他の内部規程等に優先して適用される。

(特定個人情報基本方針)

第4条 本会における特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、次の事項を含む特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を定める。

(1) 特定個人情報に関する法令を遵守するとともに、本会の事業内容に照らし特定個人情報を適切に取り扱う旨の宣言文

(2) 特定個人情報の利用目的

(3) 問い合わせに関する事項

(4) 特定個人情報の安全管理措置に関する事項

(5) 特定個人情報の法人内体制に関する事項

2 基本方針は、職員等に周知せしめるものとする。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第5条 本会において個人番号を取り扱う事務は、次に掲げる事務に限定する。

(1) 職員等に係る源泉徴収事務、社会保険関係事務及び労働保険関係事務

(2) 職員等に係る年末調整事務及び法定調書作成事務

(3) 本会との契約等に基づき業務を行う者に係る源泉徴収事務及び年末調整事務、法定調書作成事務

(4) 前各号に付随して行う事務

(特定個人情報保護責任者)

第6条 本会は、特定個人情報等の取扱いに関して総括的な責任を有する特定個人情報保護責任者を設置するものとし、その責任者は事務局長とする。

2 特定個人情報保護責任者は、次の各号に掲げる事項その他本会における特定個人情報等に関する全ての権限と責務を有する。

(1) 第4条に規定する基本方針の策定、職員等への周知及び一般への公表

(2) 本規程に基づき特定個人情報等の取扱いを管理する上で必要とされる事案の承認

(3) 特定個人情報等に関する安全対策の策定・推進

(4) 特定個人情報等の適正な取扱いの維持・推進等を目的とした諸施策の策定・実施

(5) 事故発生時の対応策の策定・実施

(事務取扱担当部門)

第7条 本会は、本所地域福祉推進センターが特定個人情報等に関する事務を行うものとする。

(事務取扱担当者)

第8条 本会における特定個人情報等を取り扱う事務については、前条に規定する部において事務取扱担当者を明確にするものとする。

2 事務取扱担当者は、次の各号に掲げる方法により特定個人情報等を取り扱う。

(1) 事務取扱担当者ごとに取得した特定個人情報等を含む書類等（磁気媒体及び電子媒体（以下、「磁気媒体等」という。）を含む。）は、当該部において安全に管理する。

(2) 事務取扱担当者は、取得した特定個人情報等に基づき特定個人情報ファイルを作成する。

(3) 職員等の特定個人情報等を取り扱う事務取扱担当者は、源泉徴収票等を作成し、行政機関等に提出するとともに、職員等に交付する。

(4) 業務契約その他契約により取得した個人番号関係事務を取り扱う事務取扱担当者は、税務書類等を作成し、行政機関等に提出するとともに、委託者に交付する。

3 事務取扱担当者は、特定個人情報等を取り扱う情報システム及び機器等を適切に管理し、利用権限のない者には使用させてはならない。

4 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱状況を明確にするため、執務記録を作成し、適宜記録する。

(管理区域及び取扱区域)

第9条 本会は、特定個人情報等の情報漏えい等を防止するため、第7条に規定する部門において特定情報ファイルを管理する区域（以下、「管理区域」という。）及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下、「取扱区域」という。）を明確にする。

2 管理区域とは、特定個人情報等を取り扱う機器等及び特定個人情報ファイルを管理するキャビネット等のある区域とし、他の区域との間仕切りの設置及びキャビネット等の施錠等の安全管理措置を講じることとする。

3 取扱区域とは、事務取扱担当者の机周辺とし、他の区域との間仕切りの設置及び座席配置等による安全管理措置を講じることとする。

(職員等の教育)

第10条 本会は、職員等に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、特定個人情報等の適正な取扱いを図るものとする。

(職員等の監督)

第11条 特定個人情報保護責任者は、職員等が特定個人情報等を取り扱うに当たり、必要かつ適切な教育及び監督を行う。

(特定個人情報等の取扱状況の確認)

第12条 特定個人情報保護責任者は、本会における特定個人情報等の取扱いが関係法令、本規程等に基づき適正に運用されていることを定期的に確認する。

2 特定個人情報保護責任者は、執務記録の内容を定期的に確認する。

(体制の見直し)

第13条 本会は、必要に応じて特定個人情報等の取扱いに関する安全対策に関する諸施策について見直しを行い、改善を図るものとする。

(苦情等への対応)

第14条 本会における特定個人情報等の取扱いに関する苦情等があったときは、これに適切に対応する。

2 特定個人情報保護責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。

付則

1 この規程は、平成28年4月1日より施行する。

特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保について、組織として取り組むために、職員その他の従業者、理事、監事、評議員（以下「職員等」という。）及び利用者、取引先の特定個人情報等の保護を重要事項として位置づけ、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を以下のとおり定め、職員等に周知し徹底を図ります。

1. 特定個人情報等の適切な取扱い

本会の利用者、取引先及び職員等の特定個人情報等を取得、保管、利用、提供又は廃棄するにあたって、本会が定めた社会福祉法人神栖市社会福祉協議会特定個人情報取扱規程（以下「取扱規程」という。）に従い適切に取り扱います。

2. 利用目的

本会は、特定個人情報等を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。

- (1) 職員等に係る源泉徴収事務、社会保険関係事務及び労働保険関係事務
- (2) 取引先に係る源泉徴収関係事務
- (3) 上記(1)及び(2)に付随して行う事務

3. 安全管理措置に関する事項

- (1) 本会は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止等、特定個人情報等の管理のために取扱規程を定め、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、職員等に特定個人情報等を取り扱わせるにあたっては、特定個人情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、当該職員等に対する必要かつ適切な監督を行います。
- (2) 特定個人情報等の取扱いについて、利用者、取引先及び職員等の許諾を得て第三者に委託する場合には、十分な特定個人情報保護の水準を備える者を選定するとともに、契約等により安全管理措置を講じるよう定め、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4. 関係法令、ガイドライン等の遵守

本会は、特定個人情報等に関する法令、特定個人情報保護委員会が策定する

ガイドラインその他の規範を遵守し、全ての職員等が特定個人情報等の保護の重要性を理解し、適正な取扱い方法を実施します。

5. 継続的改善

本会は、特定個人情報等の保護が適正に実施されるよう、本基本方針及び本会の規程類を継続して改善します。

6. お問い合わせ

本会は、特定個人情報等の取扱いに関するお問い合わせに対し、適切に対応いたします。

平成28年4月1日

社会福祉法人神栖市茨城県社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

所 在 地 茨城県神栖市溝口1746-1
電 話 番 号 0299-93-0294
メ ー ル mail@kamisushakyo.com

議案第11号

神栖市社会福祉協議会 平成28年度事業計画(案)について

<提案理由>

定款第15条第1項の規定に基づき、平成28年度本会事業計画(案)を、別添「平成28年度事業計画書及び収支予算書(案)」のとおり策定しました。

審議の上、議決願います。

平成28年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成28年3月28日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成27年度 第4回 理事会

議案第12号

平成28年度 社会福祉事業区分資金収支予算(案)について

<提案理由>

定款第15条第1項及び第25条、経理規程第12条及び第13条の規定に基づき、社会福祉事業区分の平成28年度計資金収支予算(案)を、別添「平成28年度事業計画書及び収支予算書(案)」のとおり編成しました。

なお予算編成にあたり、支払資金不足に対応するため財政調整積立金の一部処分を行い、また、新規事業実施等の経費について福祉活動基金の一部処分を行うこととしております。

具体的な処分理由は以下の通りです。併せて審議の上、議決願います。

○財政調整積立金(28年度当初残高:1,500万円)の一部を処分する理由

- ・市からの法人運営費助成金減額分の補填(要望額に対し△393万円)
- ・一部事業において資金に不足が生じるため、支払資金確保のための処分
- ・処分予定額(当初予算案に計上):500万円

○福祉活動基金(28年度当初残高:14,200万円)の一部を処分する理由

- ・新規事業「法人後見センター設置」にかかる基本的財源として活用
- ・これまで基金運用益及び寄付金収入を使用して実施してきた「ボランティア助成(ボランティアグループ、市内学校等)」の新たな助成原資として基金を活用
- ・処分予定額(当初予算案に計上):200万円

平成28年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成28年3月28日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成27年度 第4回 理事会

議案第13号

平成28年度 公益事業区分資金収支予算(案)について

<提案理由>

定款第15条第1項及び第25条、経理規程第12条及び第13条の規定に基づき、公益事業区分の平成28年度計資金収支予算(案)を、別添「平成28年度事業計画書及び収支予算書(案)」のとおり編成しました。

審議の上議決願います。

平成28年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成28年3月28日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成27年度 第4回 理事会

<資料> 関係法令、本会定款、規程等（抜粋）

●定款、規程

< 定 款（平成27年3月 一部改訂） >

（役員報酬等）

- 第11条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
- 2 役員には、費用弁償することができる。
 - 3 前2項に関する規程は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

（理事会）

- 第12条 この定款に別段の定めのあるもののほか、この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は、会長がこれを招集する。
 - 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
 - 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 7 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
 - 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

（評議員会の権限）

- 第15条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の議決を経て、原則として評議員会の議決を得なければならない。
- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

（評議員の資格等）

- 第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。
 - 3 評議員の選任に関する規程は、別に定める。

（予算）

- 第25条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、会長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

（定款の変更）

- 第33条 この定款の変更をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、神栖市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を神栖市長に届け出なければならない。

＜ 評議員選任規程（平成26年4月 一部改訂）＞

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会定款第16条第3項の規定に基づき評議員の選任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（選任）

第2条 評議員は、別表に定めるところにより選任し、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

＜ 苦情解決に関する規程（平成19年8月21日施行）＞

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法第82条の規定に基づき、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が提供する福祉サービスについて、利用者等からの相談又は苦情の申し出を円滑・円満に解決するため必要な事項を定めるものとする。

（相談・苦情解決体制）

第4条 相談又は苦情の解決を図るため、次を置く。

- （1）苦情受付担当者（以下「担当者」という。）
- （2）苦情解決責任者（以下「責任者」という。）
- （3）第三者委員

（第三者委員）

第12条 第三者委員は、相談・苦情解決を図ることができる者で、信頼性を有する者の中から理事会が選考し、会長が任命する。

- 2 第三者委員は、中立、公正の確保のため7名以内とし、相談あるいは、苦情解決の実効性と客観性を高めるものとする。
- 3 第三者委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 第三者委員の報酬は、無報酬とする。ただし、中立性が客観的に確保できない場合にあつて、本会からの相談・苦情解決のため要請に応じたときは、旅費を支給する。この場合、本会定款第2章第11条、役員の報酬等の項を準用する。

（第三者委員の職務）

第13条 第三者委員の職務は次のとおりとする。

- （1）担当者から責任者を経て受け付けた相談・苦情内容の報告聴取
- （2）相談・苦情内容の報告を受けた旨の申出人への周知
- （3）申出人からの相談・苦情の直接受付
- （4）申出人への助言
- （5）本会への助言
- （6）申出人と責任者の話し合いへの立ち会い、助言
- （7）責任者からの相談・苦情に係わる事案の改善状況等の報告聴取
- （8）日常的な状況把握と意見傾聴
- （9）茨城県福祉サービス運営適正化委員会からの事情調査、斡旋、及び必要と認める状況把握

（相談・苦情内容の連絡、周知）

第14条 第三者委員は、前条第1号により相談・苦情を受け付けた場合は、内容を確認するとともに、申出人に対して報告を受けた旨を様式3号により通知する。

- 2 第三者委員は直接相談・苦情を受けた場合、内容等を責任者及び担当者へ連絡する。担当者は、第6条により処理する。

＜ 経理規程（平成27年4月 一部改訂）＞

（予算の基準）

第12条 本会は、毎会計年度、資金収支予算を作成する。

2 予算は拠点区分ごとに編成し、収入支出の予算額は資金収支計算書の勘定科目ごとに設定する。

（予算の事前作成）

第13条 前条の予算は、事業計画に基づき毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の議決を経、原則として評議員会の議決を得なければならない。

（補正予算）

第17条 会長は、予算の作成後に生じた事由により、予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、理事会に提出してその議決を経、原則として評議員会の議決を得なければならない。

＜ 給与等に関する規程（平成24年4月 一部改訂）＞

（職員の給与）

第1条 本会事務局職員の給与等は、この規程の定めるところによる。ただし、この規程に定めるもののほかは、その年度に属する予算の範囲内において、神栖市職員の給与条例等（以下「市条例等」という。）に準じてこれを支給する。

2 この規程において「職員」とは、本会事務局規程第1条第1項に規定する職員をいう。

＜ 財政調整積立金設置管理規程（平成27年4月 一部改訂）＞

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の将来にわたる財政の健全な運営と活動基盤の維持、及び不時の支出に備えるため、財政調整積立金（以下「積立金」という。）を設置し、その管理及び処分について必要な事項を定めることを目的とする。

（積立て）

第2条 積立金に積み立てる額は、本会の自主財源をもってあて、毎年度予算で定めるものとする。

2 積立金の総額は、理事会において定めた金額を超えない範囲とする。

（積立金の処分）

第6条 積立金の処分は、次の各号の一に該当する場合に限り行い、必要な場合は他の会計に繰り入れることができる。

(1) 当該事業の健全な運営を行う上で、資金に不足が生じた、あるいは生じる可能性がある場合において、一般会計収支予算に計上して当該不足額に充当するとき。

(2) 事業運営上不可欠な固定資産物品を取得または修繕するための財源にあてるため、一般会計収支予算に計上して当該不足額に充当するとき。

(3) 経済事情の急激な変動等により著しく財源が不足するとき

(4) 災害により生じた経費、及び災害ボランティアセンター運営のための財源にあてるとき

(5) 緊急に実施する必要がある大きな事業に要する経費の財源が不足するとき

(6) その他、会長が特に必要と認めたとき

2 前項の規定による積立金の処分は、前項第1号または第2号の場合を除き、理事会の同意を得、評議員会の議決を経なければならない。ただし、大規模災害発生時などこれによりがたい場合は会長の専決により必要額を処分し、結果を理事会、評議員会へ報告するものとする。

＜ 福祉活動基金設置要項（平成27年4月 一部改訂）＞

（目的）

第1条 神栖市における地域福祉の向上をめざし、福祉活動に関わる地域住民・民間団体の自主的で継続的な福祉活動を育成・助長することを目的として「社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）福祉活動基金」（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第2条 基金の額は、200,000千円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず必要があるときは前項の基金に追加して積み立てをすることができるものとする。
- 3 前項の規定により積み立てが行われたときは、基金の額は積み立て相当額増加する。

（基金の構成）

第3条 基金は次の各号をもって構成する。

- (1) 神栖市の補助金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

（助成の対象事業）

第5条 基金の運用益をもって助成する対象事業は、次のとおりとする。

- (1) ボランティア活動をするための学習及び研修事業
- (2) ボランティア活動の振興に広く活用できる調査研究事業
- (3) ボランティア活動の為に機器、機材の整備援助事業
- (4) ボランティアグループによる開発的・モデル的活動
- (5) ボランティア活動の基盤作りのための福祉教育および啓発事業
- (6) 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という）の福祉活動基金の原資
- (7) 本会ボランティアセンターの行う事業
- (8) 基金造成のための啓発事業
- (9) その他「社会福祉法人神栖市社会福祉協議会福祉活動基金管理運営委員会」（以下「管理運営委員会」という）が福祉活動の育成、推進のために必要と認めたもの

（基金の処分の制限）

第7条 この基金の処分は、次の各号に掲げる場合に限り、理事会、評議員会の議決を得てその一部を処分することができる。

- (1) 本会が実施する開拓的事業、または新規事業のための基本的財源にあてるとき
- (2) 本会が固定資産を取得または修繕するための財源にあてるとき
- (3) 前1、2号のほか、住民の福祉増進のため必要やむを得ない理由があるとき

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 役員名簿

(任期：平成27年12月21日～平成29年12月20日)

No.	役職	氏名	選出区分	備考
1	会長	保立 一男	行政関係者	神栖市長
2	副会長	今郡 利夫	地域の福祉関係者・団体 (民児協)	神栖市連合民生委員児童委員協議会 会長
3	〃	小島 真知子	ボランティア	ボランティアサークル ひとみの会 会長
4	常務理事	坂本 義勝	社会福祉事業について 学識経験を有する者	学識経験者
5	理事	柳堀 弘	社会福祉事業について 学識経験を有する者	学識経験者
6	〃	伊藤 大	議会	神栖市議会
7	〃	伊豆 義隆	社会福祉施設役職員 (波崎地区高齢者施設)	特別養護老人ホーム マリンピア 神栖 事務主任
8	〃	村上 泰宏	社会福祉施設役職員 (波崎地区高齢者施設)	老人保健施設シオン 事務長
9	〃	花田 三男	社会福祉施設役職員 (神栖地区障害者施設)	障害者支援施設 神栖啓愛園 施設長
10	〃	中嶋 正子	社会福祉施設役職員 (波崎地区障害者施設)	指定障害福祉サービス多機能型 事業所ハミングハウス 施設長
11	〃	千葉 千恵子	ボランティア	ボランティアサークル ほほえみ 代表
12	〃	原 直俊	地域の福祉関係者・団体 (民児協)	神栖市連合民生委員児童委員協議会 副会長
13	〃	坂下 弘之	地域の福祉関係者・団体 (企業)	鹿島共同施設(株) 専務取締役
14	〃	長谷川 和則	地域の福祉関係者・団体 (行政委員連絡協議会)	神栖市行政委員連絡協議会 会計(知手行政区長)
15	〃	安藤 康行	地域の福祉関係者・団体 (行政委員連絡協議会)	神栖市行政委員連絡協議会 会計(若ノ松行政区長)
16	〃	菅谷 久子	地域の福祉関係者・団体 (更生保護女性会)	神栖市更生保護女性会 会長
17	〃	齊藤 幸治	地域の福祉関係者・団体 (PTA連絡協議会)	神栖市PTA連絡協議会 会長 (横瀬小PTA)
18	〃	向山 和枝	行政関係者	神栖市健康福祉部長
19	監事	中山 照明	財務諸表を監査しうる者	学識経験者
20	〃	日高 勝利	地域の福祉関係者	神栖市連合民生委員児童委員協議会 運営委員